

令和8年度 枕崎市保育所・認定こども園 利用申込のご案内



<目次>

1. 子ども・子育て支援制度について	1
2. 枕崎市内の施設について	1
3. 支給認定（教育・保育給付認定）について	1
4. 支給認定の有効期間	3
5. 利用手続きの流れ	3
6. 支給認定申請及び保育所等利用の申込方法	4
7. 保育料について	6
8. おむつ給付事業について	8
9. 入所後に必要な手続きについて	9
10. 広域利用について	9
11. 枕崎市内の認可保育所・認定こども園について	10

【入所申込期限】

入所希望月の前月5日まで

※保育所・認定こども園には定員がありますので、希望者が多い場合は第1希望の施設へ入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。

【申込み・問い合わせ先】

枕崎市役所 健康・こども課子育てサポート係
TEL：0993-73-5612

1. 子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために作られた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組が進められています。

令和元年10月からは、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化が開始しました。これにより、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもたちの利用料が無償化されるなどの施策が行われています。

2. 枕崎市内の施設について

枕崎市内には次の3種類の施設があります。

施設の種類	対象年齢	概要	市内施設数
保 育 所	0歳～就学前	保護者の就労等により保育ができない児童を保育する施設	5
認定こども園 (幼保連携型)	0歳～就学前	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	2
幼 稚 園	満3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎となる幼児期の学校教育を行う施設	1

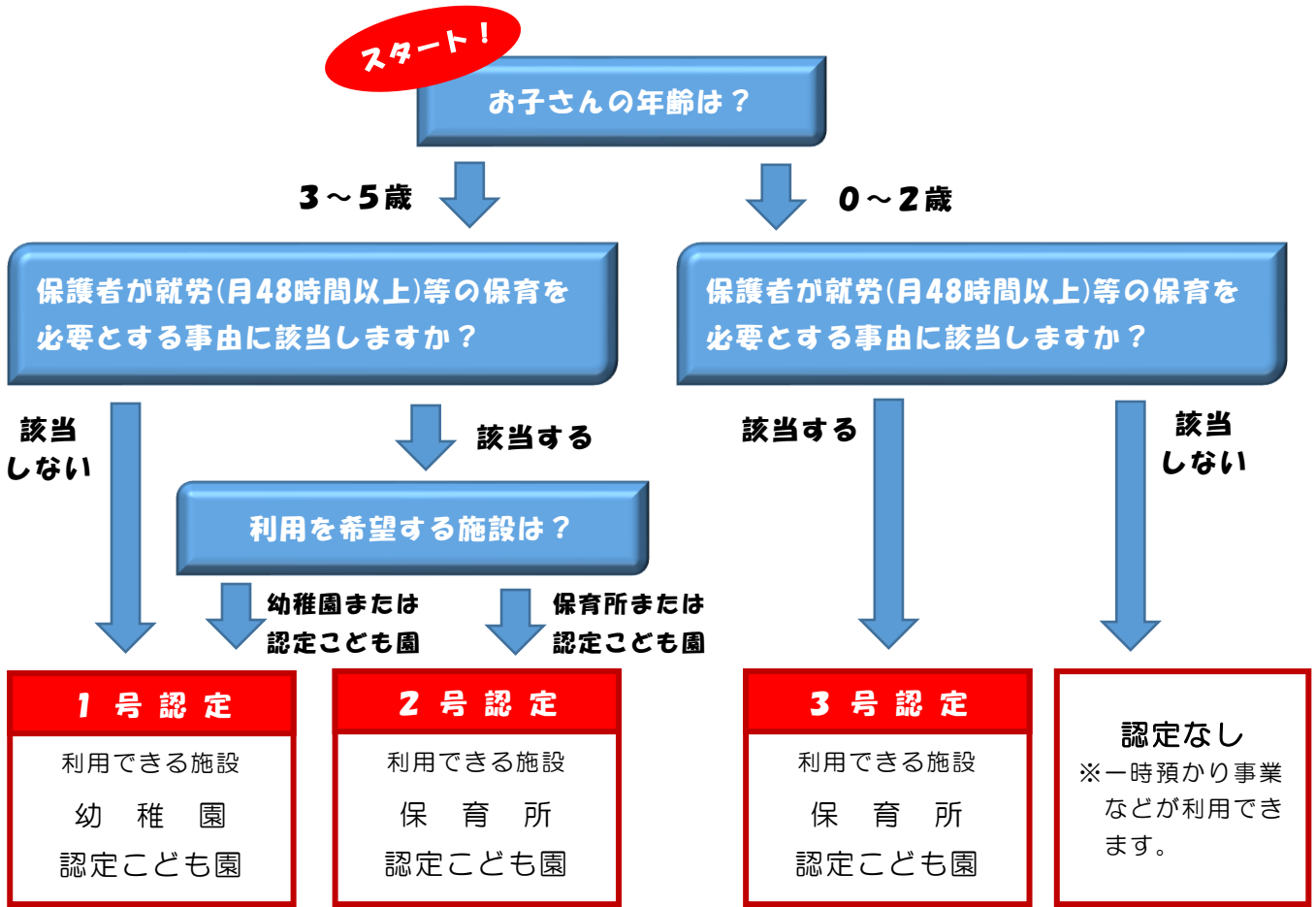
3. 支給認定(教育・保育給付認定)について

保育所や認定こども園は、保護者全員が「保育を必要とする事由」(3ページ参照)のいずれかに該当する場合に子どもを各施設に預けることができます。そして、保育所や認定こども園の利用を希望する場合は、お住まいの市町村から、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定の区分は、次のとおりに分けられます。

支給認定区分	対象となる児童			利用できる施設等
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日4時間を基本)	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	あり	保育標準時間 (1日11時間を基本)	保育所 認定こども園(保育所部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	あり	保育短時間 (1日8時間を基本)	保育所 認定こども園(保育所部分)

【あなたの教育・保育給付認定区分を確認してみましょう！】



●保育認定（2・3号）について

- ・保護者の就労時間等に応じて、保育を利用できる時間（標準時間または短時間）が区分されます。

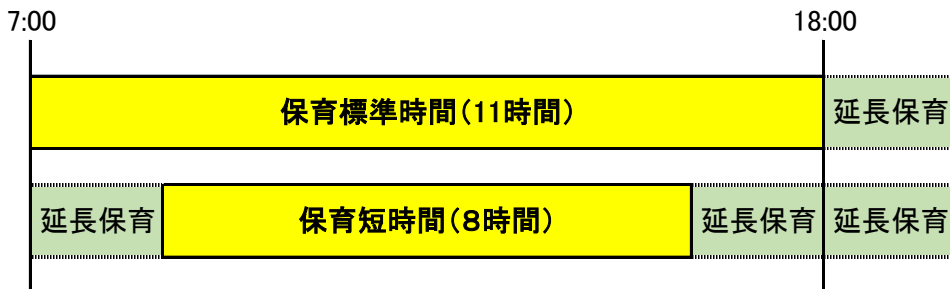
保育必要量の区分	就労時間	保育を利用できる時間
保育標準時間	120時間以上／月	11時間／日（7～18時）
保育短時間	48時間以上120時間未満／月	8時間／日（施設が定める時間帯）

※標準時間で認定される方でも、短時間を希望される場合は短時間で認定します。

※標準時間と短時間で保育料が異なります。

※保育を利用できる時間を超えての利用は、延長保育の扱いとなります。

<利用時間イメージ>



※延長保育の実施及び保育短時間の設定時間は施設によって異なります。

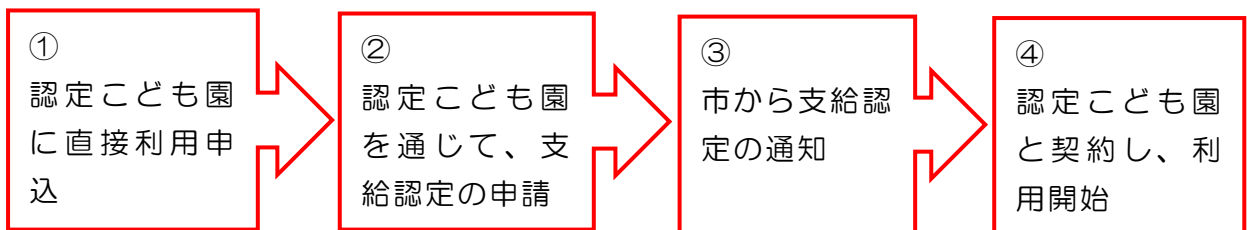
4. 支給認定の有効期間

区分	保育を必要とする事由	認定の有効期間（利用可能期間）
1号認定 (満3歳以上)		
2号認定 (満3歳以上) ・ 3号認定 (満3歳未満)	就労 疾病・障害 介護・看護 災害復旧 虐待やDVの恐れがあること	子どもの小学校就学前まで
	妊娠・出産	出産予定月及びその前後3か月（最大7か月）
	求職活動（起業準備を含む）	90日を経過する日の月末まで（子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
	就学・職業訓練等	卒業予定日または修了予定日の月末まで（子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
	育児休業（継続利用のみ）	育休期間終了の月末まで
	その他	市長が必要と認める期間

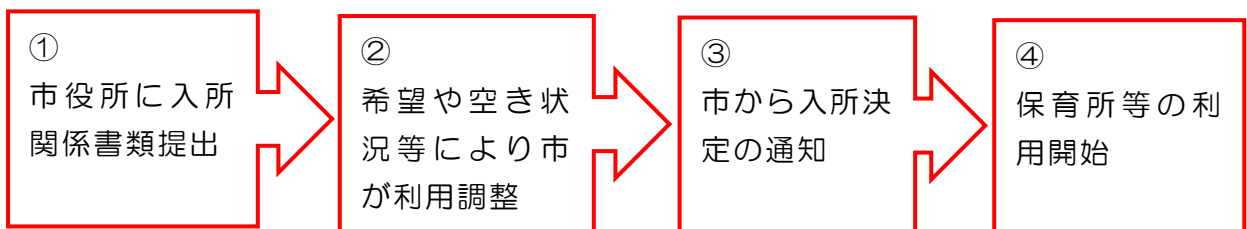
※保育を必要とする事由に該当しなくなった（仕事をやめた等）時点で有効期間は終了します。

5. 利用手続きの流れ

【認定こども園（幼稚園部分）を利用希望の場合】



【保育所・認定こども園（保育所部分）を利用希望の場合】



※新規入所の方や転園を希望される方は市役所健康・こども課へ提出してください。

※幼稚園については直接、各園にお問い合わせください。

6. 支給認定申請及び保育所等利用の申込方法

(1) 対象児童

保護者が枕崎市に住所を有する就学前児童です。枕崎市外に居住している場合は、居住地の市町村へお申し込みください。

※詳しくはお住まいの市町村の保育担当窓口にお問い合わせください。

※各園には利用定員がありますので、第1希望の施設に入れない場合があります。あらかじめご了承ください。

(2) 申請に必要な書類

【1号認定】

支給区分	必要書類名	利用する施設	備考
1号認定	支給認定申請書（1号認定用）	幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）	園へ直接提出

【2・3号認定】 ○…すべての方が必要 △…対象者のみ（※注釈参照）

支給区分	必要書類名	保育所		認定こども園		備考
		0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	
2・3号 認定	教育・保育給付認定申請書	○	○	○	○	
	保育所等入所申込書	○	○	○	○	
	保育所等入所申込世帯申告書	○	○	○	○	
	保育所等入所のための就労等証明書(申立書)	△	△	△	△	保護者1人につき1枚提出（詳細は5ページをご覧ください）
	保育所等入所児童おむつ給付申請書	△		△		希望者のみ（詳細は8ページをご覧ください）
	保育料口座振替依頼書または自動払込利用申込書	△				

※「保育所等入所のための就労等証明書(申立書)」は、両親とも提出が必要です。なお、現在きょうだいが入所していて、提出している内容に変更がない場合は提出不要です。（内容に変更がある場合や変更になる予定の場合は提出してください。）

※「保育所等入所児童おむつ給付申請書」は、給付を希望する場合のみ提出してください。

※「口座振替依頼書または自動払込利用申込書」は、保育所入所希望（0～2歳児）の方のみ提出が必要です。なお、現在きょうだいが入所していて、登録している口座に変更がない場合は提出不要です。（口座を変更したい場合は提出してください。）

《書類提出時の留意事項》

○マイナンバーの記入箇所があります。

○マイナンバー制度の情報連携に伴い、税額を証明する書類の提出は省略可能となりましたが、事情により課税状況が確認できない方は税額を証明する書類を提出していただく場合があります。

○提出書類には修正液・修正テープの使用はできません。訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押印のうえ、正しく書き直してください。

○必要箇所にすべて記入されているかご確認ください。

○押印漏れはないかご確認ください。

◎保育の必要性を証明する書類

	保育の必要性の事由	必要書類名	添付書類	備考
1	就労 (被雇用等)	保育所入所 のための就 労等証明書 (申立書)		○就労時間、勤務日数が必ず記 入しているか確認
	就労 (自営業等)			○民生委員の証明が必要
2	妊娠・出産		母子手帳の写し	
3	疾病		医師の診断書	
4	障害		障害者手帳の写し	
5	介護・看護		医師の診断書、 障害者手帳など	
6	就学		在学証明書など	
7	職業訓練		在学証明書など	
8	求職活動			
9	育児休業			○育児休業期間を記入(継続入 所のみ)
10	災害復旧		罹災証明書	
11	その他	その他必要と認める書類		

※「保育所入所のための就労等証明書(申立書)」は両親とも提出が必要です。

7. 保育料について

(1) 保育料の算定方法について

- ① 保育料の算定は、世帯の市民税所得割額の合計額に応じて決定します。
※祖父母と同居しており、父母の収入が一定額以下の場合は、祖父母の税額も含めることがあります。
- ② 所得割額の計算をする際は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

(2) 保育料の切り替え時期について

4月から8月分は令和7年度の市民税所得割額、9月から3月分は令和8年度の市民税所得割額により保育料を決定します。

◎令和8年度の場合

令和8年4月

9月

令和9年3月

令和7年度市民税所得割額に基づく保育料
(令和6年1月1日～12月31日所得分)

令和8年度市民税所得割額に基づく保育料
(令和7年1月1日～12月31日所得分)

※令和8年6月頃に令和8年度の市民税額が決定します。

※収入がない場合であっても市民税の申告は必要です。未申告の方は早急に申告をお願いします。(未申告の方は最高額(8階層)で仮決定されます。)

※保育料決定後に確定申告(修正申告)をされた方は、保育料が変更する場合がありますのでお知らせください。

(3) 途中入退所について

月途中での入所・退所の場合、保育料は日割り計算となります。やむを得ず休園した場合や自己都合により登園できなかった場合の日割り計算はありません(月額のまま)。

(4) 納入方法について

入所施設	支払先	納入方法	
保育所	枕崎市	口座振替	<p>●振替日は毎月26日</p> <p>(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。</p> <p><利用可能な金融機関></p> <p>鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島興業信用組合、南さつま農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行</p> <p>●納期限から約20日間納入が確認できない場合は督促手数料100円が発生します。</p>
認定こども園	利用施設	各施設にお問い合わせください	

※振替日前には残高の確認をお願いします。

※納期限までに保育料を納付できなかった場合は、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、一定の割合を乗じて算出した額を延滞金として徴収します。

※保育料の振替日から3ヵ月が経過しても納入が確認できない場合は、児童手当から保育料の特別徴収を行う場合があります。

(5) 枕崎市保育所等利用者負担金基準額表

① 幼児教育・保育無償化の対象

教育認定こども及び3歳以上の保育認定子ども（当該年度4月1日時点で満3歳の子ども）は、保育料は無償です。

② 3歳児未満の保育認定子ども（満3歳の誕生日から最初の3月31日までの間を含む）の保育料

階層	市民税所得割額による区分		保育標準時間		保育短時間	
			基準額	半額	基準額	半額
1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0
2	市民税非課税世帯		0	0	0	0
3	0円以上 48,600円未満	標準	9,700	4,850	9,600	4,800
		ひとり親・障害	4,500	0	4,500	0
4	48,600円以上 97,000円未満 (77,101円未満)	標準	15,000	7,500	14,800	7,400
		多子	10,000	3,750	9,860	3,700
		ひとり親・障害	4,500	0	4,500	0
5	97,000円以上 169,000円未満		22,200	11,100	21,900	10,950
6	169,000円以上 301,000円未満		30,500	15,250	30,000	15,000
7	301,000円以上 397,000円未満		40,000	20,000	39,400	19,700
8	397,000円以上		52,000	26,000	51,200	25,600

※ 教育認定児童及び学年齢3歳以上の保育認定児童については、利用者負担額は0円。

※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。ただし、年収約360万円未満相当(市民税所得割課税額が57,700円(ひとり親世帯や障害者の属する世帯については77,101円)未満)の世帯においては年齢制限を撤廃する。

※ 4階層多子欄は、保護者が監護する18歳未満の最年長の子どもから順に3人目以降の児童に適用する。

(6) 副食費について

副食費とは、おかずやおやつ、ミルクなどの費用をいいます。1号認定及び2号認定（当該年度4月1日時点で満3歳の子ども）の方は実費で負担していただくこととなります。副食費の金額は利用している施設で異なります。

また、きょうだいの数や世帯の所得状況等により、副食費が免除になる場合があります。

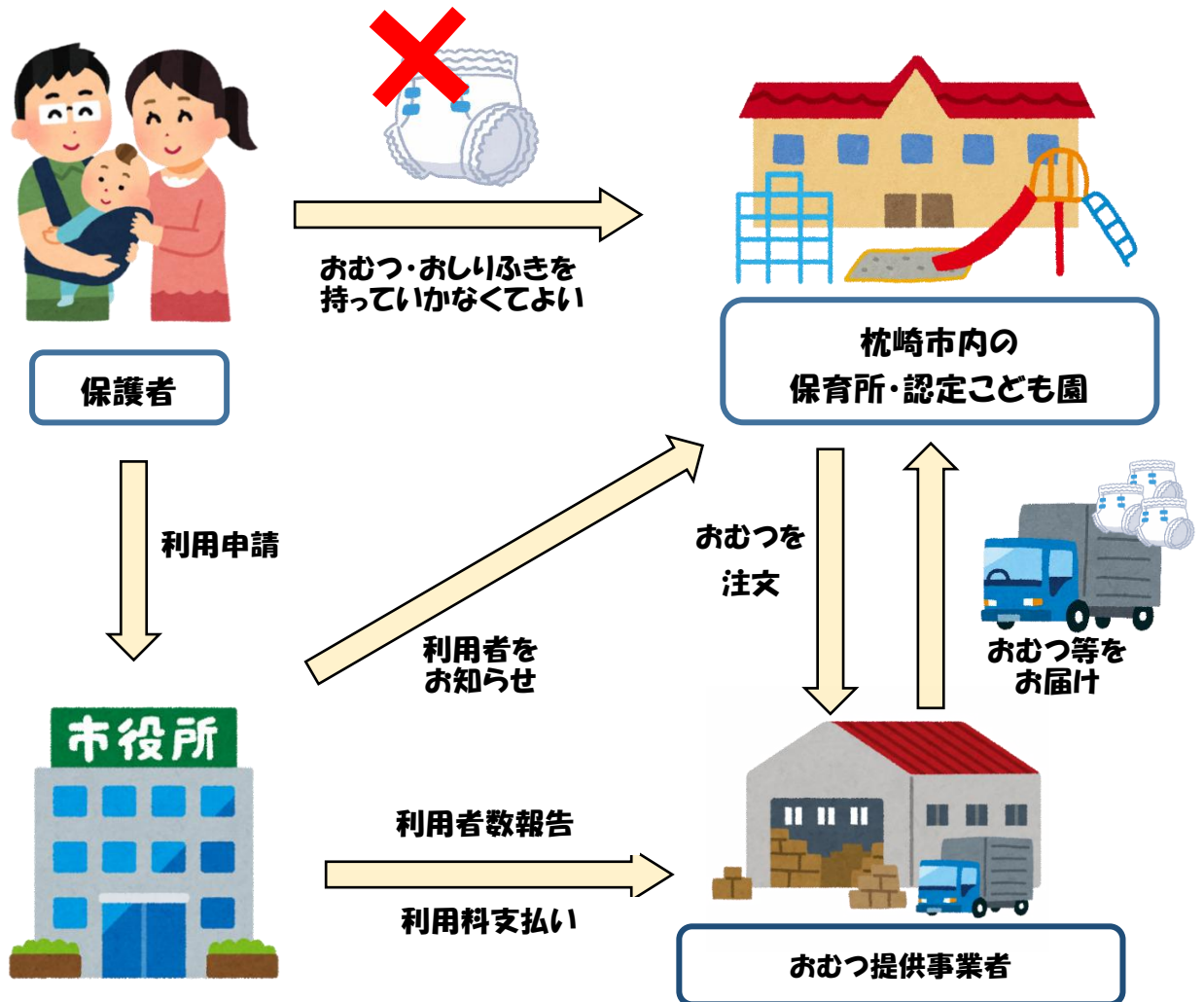
8. おむつ給付事業について

枕崎市では、子育て家庭の経済的負担等を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりを行うことなどを目的に、おむつ給付事業を実施しています。

おむつ給付を希望する場合は、申請手続きが必要です。

- 対象児童：0歳～2歳児クラスの園児（1号認定は除く）
- 給付方法：現物給付（市外の保育所等に入所する場合は、現金給付となります。）

<おむつ給付事業のしくみ>



【使用するおむつ】

おむつの種類	タイプ	サイズ
ムーニー	テープタイプ	S/M/L
ムーニーマン	パンツタイプ	S Mおすわり・はいはい Mたち 男の子L・女の子L 男の子BIG・女の子BIG

※おむつかぶれ等により上記のおむつでは支障が出る場合は、ご相談ください。

9. 入所後に必要な手続きについて

(1) 家庭の状況等に変更があった場合

下記のように、家庭の状況等に変更があった場合は「保育に関する変更届」を市役所健康・こども課へ提出してください。

状況	主な内容
世帯構成員に変更があった場合	●離婚、再婚した ●祖父母と同居した ●妹や弟が産まれた ●世帯員が障害者手帳を所持することになった など
保育の必要性に変更があった場合	●転職・退職した ●病気等で休むことになった ●介護・看護を行うようになった ●学校に通うことになった など

(2) 退所

利用中の保育所等を退所される時は「保育所等退所願」を市役所健康・こども課へ提出してください。また、支給認定証を交付されている場合は、その際に返還していただきますのでご持参ください。

※転出の場合も退所の手続きが必要となります。（転出後も引き続き同じ園へ通園を希望される場合は、居住地の市町村にて再度入所申込を行ってください。）

(3) 利用先変更（転園）

利用中の保育所等から別の保育所等に転園される時は「保育所等退所願」と、「保育所等入所申込書」を提出してください。

10. 広域利用について

勤務地の都合や里帰り出産などの理由で、枕崎市外の保育所等入所を希望される場合も、枕崎市で支給認定及び利用申込をする必要があります。広域利用を希望される場合は、お早めにご相談ください。

ただし、希望する保育所等を利用できるかの利用調整は、保育所等がある市町村がそれぞれの基準に基づいて実施することになっています。



11. 枕崎市内の認可保育所・認定こども園について

1日の過ごし方や年間行事等の詳細については、各園ホームページをご覧ください。直接、園へお問い合わせください。

◎利用定員は、令和7年4月1日現在の人数です。今後、変更になる場合があります。

名 称	まくらざき保育園		区 分	認可保育所
住 所	枕崎市宮田町1番地		電話番号	0993-72-0253
設置・運営	社会福祉法人 別府福祉会		利用定員	60名
保育方針	<p>自然に抱かれ 感性を磨き 主体的に生き抜く力を育む</p> <p>自然に抱かれて好奇心を充溢させ、何事にも意欲的に挑戦し、感性を磨き“生きる喜び”に満ち溢れる子どもたちの姿を求め、主体的に生き抜く力を育みます。そのために、6つの生活を大切にします。</p> <p>①「感性を育む」：創造性を育み豊かな遊びの生活（センス・オブ・ワンダー）を大切にします。</p> <p>②「知性を育む」：体（感覚・感性）から心（豊かな情感）へそして頭（知性）へと深まる生活を大切にします。</p> <p>③「意欲と好奇心を育む」：子ども主体の生活を大切にします。</p> <p>④「自立心を育む」：自ら考え、行動出来る生活を大切にします。</p> <p>⑤「社会性を育む」：共に遊び、共に学び合う生活を大切にします。</p> <p>⑥「創造性を育む」：美術活動に取り組み、絵的思考を大切にします。</p>			
特徴的活動	<p>年間を通して親子で自然体験を行う行事、園全体で行う行事ではなく0・1歳児、2・3歳児、4・5歳児と発達年齢に合わせた、子どもたちにストレスを与えない行事を行っています。</p> <p><「犬の白浜」磯遊び、「花渡川」川遊び、「あじろ浜」海遊び、園庭裏「丸山遊び」></p> <p>園庭も0・1歳児園庭「発見の庭」、2・3歳児園庭「感性の庭」、4・5歳児園庭「原始の庭」の年齢発達に合わせた、園庭で子どもたちが自由に遊べる空間を造っています。</p>			
開所時間	保 育 標準時間	開所時間	7:00～18:00	
		延長保育	18:00～19:00	
	保 育 短 時間	開所時間	8:30～16:30	
		延長保育	7:00～ 8:30 / 16:30～19:00	
特別保育事業等の 実 施 状 況	<p>●延長保育 ●学童保育 ●障害児保育 ●地域活動事業</p> <p>●一時預かり保育</p>			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://makurazakihouikuen.jp			



名 称	妙見保育園		区 分	認可保育所
住 所	枕崎市妙見町751番地		電話番号	0993-72-0613
設置・運営	社会福祉法人 妙見福祉協会		利用定員	70名
保育方針	<p>○自然に囲まれた環境の中、様々な体験活動を通し、豊かな感性、情操を育てる。</p> <p>○『のびやかに！しなやかに！』自分の可能性を信じ、何事にも前向きに取り組み、人に対しておおらかに、柔軟に接することができる子どもたちを育てる。</p> <p>○子どもたちの『わかる』『おもしろい』『やってみよう』の気持ちを大切に、自ら伸びていく応答的環境を整える。</p>			
特徴的活動	絵の具あそび／体育あそび／米・芋づくり体験／えいごあそび／サッカー、ピアノ、英語、スイミング教室（希望者のみ）			
開所時間	保 育 標準時間	開所時間	7:00～18:00	
		延長保育	18:00～19:00	
	保 育 短 時間	開所時間	8:00～16:00	
		延長保育	7:00～ 8:00／16:00～19:00	
特別保育事業等の 実 施 状 況	<p>●延長保育 ●学童保育 ●障害児保育 ●地域活動事業</p> <p>●一時預かり保育 ●体調不良児保育(入所児)</p>			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://myouken.ed.jp			

名 称	火の神保育園		区 分	認可保育所
住 所	枕崎市塩屋北町646番地		電話番号	0993-72-8403
設置・運営	社会福祉法人 火の神福祉会		利用定員	40名
保育方針	<p>○自立心の育成に努める。</p> <p>○基本的な生活習慣を身につける。</p> <p>○集団生活の楽しさをわかる。</p> <p>○遊びを中心に基礎体力を培う。</p> <p>○友達と仲良くする。</p>			
特徴的活動	生花サークル／英会話教室／和太鼓／スマイルクラブ（未就園児）／FAM体操教室／菜園活動／読み聞かせ			
開所時間	保 育 標準時間	開所時間	7:00～18:00	
		延長保育	18:00～19:00	
	保 育 短 時間	開所時間	8:00～16:00	
		延長保育	7:00～ 8:00／16:00～19:00	
特別保育事業等の 実 施 状 況	<p>●延長保育 ●学童保育 ●障害児保育 ●地域活動事業</p> <p>●一時預かり保育</p>			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.hinokamihoikuen.com			

名 称	富士保育園		区 分	認可保育所
住 所	枕崎市栄中町53番地		電話番号	0993-72-5334
設置・運営	社会福祉法人 富士福祉会		利用定員	40名
保育方針	子どもの心に寄り添い、子どもにとって大切な心を育み、たくましく、やさしい人に育つ保育を行います。			
特徴的活動	幼年消防隊／太極拳／農業体験（田・畑）／保育参加／クッキング			
開所時間	保 育 標準時間	開所時間	7:15～18:15	
		延長保育	18:15～19:15	
	保 育 短 時間	開所時間	9:00～17:00	
		延長保育	7:15～ 9:00／17:00～19:15	
特別保育事業等の 実 施 状 況	●延長保育 ●障害児保育 ●地域活動事業 ●一時預かり保育			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://fujihho.jp.org			

名 称	第2ふじ保育園		区 分	認可保育所
住 所	枕崎市日之出町247番地		電話番号	0993-72-1368
設置・運営	社会福祉法人 富士福祉会		利用定員	50名
保育方針	○ありのままの姿を受け止め、心の育ちを大切にする保育。 ○子どもが主体的に活動できる保育。 ○のびのびと遊び、心身共に元気でいられる保育。 ○体験活動を通し、感性豊かな子どもに育つ保育。 ○多様な人との関わりの中、思いやりと命を大切にする心を育む保育。			
特徴的活動	異年齢保育（3・4・5歳）／幼年消防隊／和太鼓活動／英会話遊び／体育指導／保育参加（保育体験3歳以上児保護者・保育見学3歳未満児保護者） 食育活動（米づくり・野菜栽培）／姉妹園（富士保育園）との交流			
開所時間	保 育 標準時間	開所時間	7:00～18:00	
		延長保育	18:00～19:00	
	保 育 短 時間	開所時間	9:00～17:00	
		延長保育	7:00～ 9:00／17:00～19:00	
特別保育事業等の 実 施 状 況	●延長保育 ●障害児保育 ●地域活動事業 ●一時預かり保育			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://dai2fuji.jp.org			

名 称	立神 海の風こども園	区 分	幼保連携型認定こども園
住 所	枕崎市中央町261番地	電話番号	0993-72-0315
設置・運営	社会福祉法人 立神福祉会	利用定員	1号：10名／2・3号：100名
保育方針	【保育方針】 『合掌礼拝できる子』 【保育目標】 『感謝のできる子』『あいさつの出来る子』『のびのび遊びチャレンジする子』『みんなと仲良く出来る子』『感性豊かな子』		
特徴的活動	●心と体を育む活動 (園庭遊び、仏様の話、スポーツ保育、体操クラブ、食育活動、畑活動、プール遊び) ●表現する力を育む活動 (音楽遊び、リトミック) ●知的好奇心を育む活動 (数遊び、英語遊び、わくわくデー、積木遊び、ワーク活動)		
開所時間	保 育 標準時間	開所時間	7:00～18:00
		延長保育	18:00～19:00
	保 育 短 時間	開所時間	9:00～17:00
		延長保育	7:00～ 9:00／17:00～19:00
特別保育事業等の 実 施 状 況	●延長保育 ●学童保育 ●障害児保育 ●地域活動事業 ●一時預かり事業(一般・幼稚園型Ⅰ)		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://tategamiuminokaze.com		

名 称	べっぴん山こども園	区 分	幼保連携型認定こども園
住 所	枕崎市別府西町136番地	電話番号	0993-76-2003
設置・運営	社会福祉法人 別府福祉会	利用定員	1号：15名／2・3号：50名
保育方針	自然に抱かれ 感性を磨き 主体的に生き抜く力を育む 自然に抱かれて好奇心を充溢させ、何事にも意欲的に挑戦し、感性を磨き“生きる喜び”に満ち溢れる子どもたちの姿を求め、主体的に生き抜く力を育みます。そのために、6つの生活を大切にします。 ①「感性を育む」：創造性を育み豊かな遊びの生活(センス・オブ・ワンダー)を大切にします。 ②「知性を育む」：体(感覚・感性)から心(豊かな情感)へそして頭(知性)へと深まる生活を大切にします。 ③「意欲と好奇心を育む」：子ども主体の生活を大切にします。 ④「自立心を育む」：自ら考え、行動出来る生活を大切にします。 ⑤「社会性を育む」：共に遊び、共に学び合う生活を大切にします。 ⑥「創造性を育む」：美術活動に取り組み、絵的思考を大切にします。		
特徴的活動	里山あそび／造形あそび／心のアート表現／絵本・わらべうた／リトルデー(未就園児対象、水・金曜)		
開所時間	保 育 標準時間	開所時間	7:00～18:00
		延長保育	18:00～19:00
	保 育 短 時間	開所時間	8:30～16:30
		延長保育	7:00～ 8:30／16:30～19:00
特別保育事業等の 実 施 状 況	●延長保育 ●学童保育 ●障害児保育 ●地域活動事業 ●一時預かり保育(一般・幼稚園型Ⅰ)		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.beppusatoyama.jp		



枕 崎 市